

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、生活保護等版レセプト管理クラウドシステム、番号管理連携システム、中間サーバ、医療保険者向け中間サーバ、オンライン請求システム、オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 総務担当 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請時に申請者からマイナンバー提供を受けて真正性の確認を行うとともに、いずれの局面においても複数人で確認するようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性について定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「生活保護実施関係情報」が含まれる条(第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条) (情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「生活保護実施関係情報」が含まれる条(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) (情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	
令和1年6月24日	I . 5. ②所属長の役職名	社会福祉課長 佐藤 徹	社会福祉課長	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式変更による記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「生活保護実施関係情報」が含まれる条(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) (情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「生活保護実施関係情報」が含まれる条(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) (情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I . 1. ②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 8 保護に要する費用の返還に関する事務 9 徴収金の徴収に関する事務 10 医療扶助オンライン資格確認に関する事務	事前	医療扶助オンライン資格導入に伴う修正 根拠規定見直しによる修正
令和6年3月1日	I . 1. ③システムの名称	(1)生活保護システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ	生活保護システム、生活保護等版レセプト管理クラウドシステム、番号管理連携システム、中間サーバ、医療保険者向け中間サーバ、オンライン請求システム、オンライン資格確認等システム	事前	医療扶助オンライン資格導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 「生活保護実施関係情報」が含まれる条(第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3) (情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給」とある項(148の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事前	根拠規定見直しによる修正
令和6年3月1日	II. 1 いつ時点の計数か	2021/4/1	2024/3/1	事前	計数時点見直しによる修正
令和6年3月1日	II. 2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事前	評価書見直しによる修正
令和6年3月1日	II. 2 いつ時点の計数か	2021/4/1	2024/3/1	事前	計数時点見直しによる修正
令和6年3月1日	IV. 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続する(提供)	[]接続しない(入手) []接続する(提供)	事前	評価書見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I. 1 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 8 保護に要する費用の返還に関する事務 9 徴収金の徴収に関する事務 10 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 進学・就労準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 8 保護に要する費用の返還に関する事務 9 徴収金の徴収に関する事務 10 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 	事後	
令和6年9月20日	I. 3.法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の15の項 <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表23の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I. 4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給」とある項(148の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項 	事後	
令和6年9月20日	II. 1 いつ時点の計数か	2024/3/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月20日	II. 2 いつ時点の計数か	2024/3/1	2024/4/1	事後	
令和7年7月3日	IV. 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV. 8 判断の根拠		申請時に申請者からマイナンバー提供を受けて真正性の確認を行うとともに、いずれの局面においても複数人で確認するようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	事前	
令和7年7月3日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年7月3日	IV. 11 当該対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月3日	判断の根拠		特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性について定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事前	